

議員提出意見書案第 5 号

2010 年度教育予算の充実と教職員定数の改善を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定による別紙意見書を須賀川市議会本会議規則（平成 16 年須賀川市議会規則第 1 号）第 8 条第 2 項の規定により提出します。

平成 21 年 9 月 18 日

教育福祉常任委員長 加藤 和 記

須賀川市議会議長 渡 辺 忠 次 様

2010 年度教育予算の充実と教職員定数の改善を求める意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことです。

現在の厳しい社会経済の中で、経済的理由から就学援助を求める児童・生徒は増えています。県立高校での授業料の減免措置を受ける生徒も年々増え、授業料の滞納者も増加しています。家庭の所得の違いで子供たちの教育の機会均等や進路に影響が出ないように、公教育の基盤充実は不可欠です。

地方交付税削減の影響と、厳しい地方財政の状況などから、学校施設、就学援助、奨学金の財源等の教育予算の確保が困難な実態にあります。自治体の財政力や保護者の経済力の違いによって、子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはなりません。教育条件の自治体間格差を生じさせないよう、国の教育予算の充実を行うことが急務です。

国の「総人件費削減」により、学校現場の教職員数も減っています。しかし、必要な教育活動は減っていません。教育現場の教職員は、「子どもと向き合う時間の確保」を強く望んでいます。福島県においては、県議会をはじめ諸機関での努力により、県単独で30人学級・30人程度学級など少人数学級・少人数指導を実施し教育効果を上げています。これからますます自治体の裁量権を保障した教育の充実が求められています。教育の諸条件を整備し充実した教育を進めるためにも、義務教育国庫負担制度を堅持し、教職員定数の改善を含む教育予算の充実が必要です。

このような理由から、下記の事項の実現について、地方自治法第99条にもとづき、意見書を提出します。

記

- 1 子どもたちに、安心・安全な学校生活を保障し、きめの細かい教育の実現のために、教職員定数の改善及び学校施設整備費・図書費・教材費・就学援助・奨学金など教育予算の充実を図るために、地方交付税を含む国の教育予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年9月 日

福島県須賀川市議会議長 渡 辺 忠 次

文部科学大臣

総務大臣 宛

財務大臣